

1 第193回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第193回国会(常会)は、1月20日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月18日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、1月20日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興)の設置が行われた。また、5月26日の本会議で、新たに1特別委員会(典範特例)が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)が設置された。

(平成二十八年度第3次補正予算)

召集日当日、平成二十八年度第3次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月27日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月30日から予算委員会で質疑が行われ、同31日に同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

(政府4演説)

1月20日、衆参両院の本会議で、安倍

内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び石原国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同23日及び24日、参議院で同24日及び25日にそれぞれ行われた。

(平成二十九年度総予算)

平成二十九年度総予算は、1月20日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月27日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月28日から予算委員会において質疑が行われ、3月27日に同総予算を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(2)参照)。

(大臣の辞任)

4月25日の講演における今村復興大臣の東日本大震災をめぐる不適切な発言が問題となり、同26日に今村復興大臣が辞任し、後任として吉野復興大臣が就任した。

(組織的犯罪処罰法等改正案に係る本会議での中間報告)

6月18日の会期末が近づく中、同13日に、「国務大臣山本幸三君問責決議案(相原久美子君外1名発議)及び「法務大臣金田勝年君問責決議案」(真山勇一君外2名発議)がそれぞれ提出された。6月14

日の午前10時に開かれた本会議では、「国務大臣山本幸三君問責決議案」が否決され、ここで一旦休憩となった。本会議休憩中に再開された議院運営委員会理事会において、自民より、法務委員会で審査中の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第64号)の中間報告を本会議で行うことが提案され、これに関する山本議院運営委員長の議事運営に反発した民進から「議院運営委員長山本順三君解任決議案」(吉川沙織君外1名発議)が提出された。

午後6時20分に再開された本会議では、「法務大臣金田勝年君問責決議案」が否決された後、「法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議をこの際議題とすることの動議」(牧野たかお

君提出)が可決され、次いで「議院運営委員長山本順三君解任決議案」が否決されたところで延会となった。

6月15日は、衆議院本会議において「安倍内閣不信任決議案」(安住淳君外3名提出)が否決された後、午前2時30分に参議院本会議が開かれた。まず、法務委員長の中間報告を求めることの動議が可決され、閣法第64号について法務委員長から委員会の審査について中間報告が行われた。そして、「中間報告があった組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議」(牧野たかお君提出)が可決されたところで、閣法第64号の質疑通告を行うため、本会議は休憩となった。

午前5時40分に再開された本会議では、閣法第64号の質疑が行われ、同法律案が可決された(衆参での審査の概要は、後述3(11)参照)。

2 予算・決算

(1) 平成二十八年度第3次補正予算

平成二十八年度第3次補正予算2案は、1月20日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月25日に趣旨説明を聴取し、同26日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、民進が提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月27日の本会議において、討論を行

い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月30日に趣旨説明を聴取し、同日及び同31日に総括質疑を行い、同31日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

1月31日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

(2) 平成二十九年度総予算

平成二十九年度総予算3案は、1月20日、衆議院に提出され、同25日に衆議院の予算委員会、同30日に参議院の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月1日から質疑を行った。2月27日に質疑を終局した後、民進及び共産がそれぞれ提出した編成替動議（2件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議2件に対する討論を行い、採決の結果、動議2件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月27日の本会議において、総予算3案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月28日、3月1日及び2日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同2日、3日、7日、8日、10日、14日及び15日に行った（財務大臣及び関係大臣出席）。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月6日（財政・内外の諸情勢について）、13日（社会保障・内外の諸情勢について）、24日（安全保障・内外の諸情勢について）及び27日（安倍内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月9日に公聴会を行ったほか、同16日には大阪府で視察（森友学園に対する国有地売却等に関する調査）を、同21日及び22日には各委員会における委嘱審査を、同23日には証人喚問（学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する問題について）を行った。

3月27日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（3）平成二十七年度決算

平成二十七年度決算外2件は、第192回国会の平成28年11月18日に提出された後、参議院では、第192回国会の平成28年11月28日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年3月28日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月3日から5月15日まで6回にわたり省庁別審査を、5月22日に准総括質疑を行い、6月5日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十七年度決算は是認することとし、7項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成二十七年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十七年度の国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。なお、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

6月7日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成二十七年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十七年度国有財産関係2件は

いずれも是認することに決した。

なお、4月10日の決算委員会では、平成二十六年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、5月22日の決算委員会では、平成二十七年度決算外2件と一括して、平

成二十七年度予備費2件の質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、平成二十七年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月24日の本会議において、平成二十七年度予備費2件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出66件、継続6件のうち、66件が成立した(成立率91.7%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出110件のうち、1件が成立した(成立率0.9%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出26件、継続50件のうち、9件が成立した(成立率11.8%)。

条約は、今国会提出19件、継続1件の全てが成立した(成立率100.0%)。

決議案は、今国会提出5件のうち、1件が成立した(成立率20.0%)。

(1)平成二十九年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する等の法律案」(閣法第6号)は2月3日に、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」(閣法第10号)及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」(閣法第11号)は同7日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、2月16日の本会議で3法案の趣旨説明聴取及び質疑を行った。

その後、閣法第6号については、財務金融委員会に付託され、2月17日に趣旨

説明を聴取し、同21日より質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、同27日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第10号及び同第11号については、総務委員会に付託され、2月16日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

2月27日の本会議において、閣法第10号及び同第11号は、討論の後、いずれも可決され、また、閣法第6号は、討論の後、可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第6号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第10号及び同第11号については、3月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案

が付託された総務委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、同27日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、閣法第10号及び同第11号は、いずれも可決され、また、閣法第6号は、討論の後、可決され、上記3法律案は成立した。

(2) 雇用保険法等改正案

雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の暫定的な引下げ、職業紹介事業等の適正な事業運営を確保するための措置の拡充、子育てと仕事を両立しやすい就業環境の整備等を行うため、1月31日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」(閣法第3号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同10日より質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同23日より質疑を行った。同30日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(3) 日本学生支援機構法改正案

給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講じ、教育の機会均等に寄与するため、1月31日、「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」(閣法第2号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月23日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(4) ACSA(物品役務相互提供協定)

第192回国会の平成28年10月14日、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における、平和安全法制を含む両国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定める「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの

件」(閣条第2号)が、衆議院に提出された。

第192回国会は、同件が付託された衆議院外務委員会で、閉会中審査の申出をすることを決定した(委員会後、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会は、自衛隊と豪州及び英国の軍隊との間における、平和安全法制を含むそれぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定める「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第1号)及び「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第2号)が、2月24日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議で第192回国会閣条第2号、閣条第1号及び閣条第2号の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、3件が付託された外務委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、3件を承認すべきものと決定した。

3月23日の本会議において、3件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、3月31日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

3件が付託された外交防衛委員会で、4月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、3件を承認すべきものと決定した。

4月14日の本会議において、3件は、討論の後、承認され、国会の承認を得た。

(5) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法改正案

原子力事業者による事故炉廃炉の確実な実施を確保するため、2月7日、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」(閣法第9号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同31日に趣旨説明を聴取し、4月5日より質疑を行った。同12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月14日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(6) 福島復興再生特別措置法改正案

福島の復興及び再生を一層推進するため、2月10日、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」(閣法第19

号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同11日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月14日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月10日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 農業競争力強化支援法案

農業の競争力の強化の取組を支援していくため、2月10日、「農業競争力強化支援法案」(閣法第21号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同29日に趣旨説明を聴取し、4月5日より質疑を行った。同6日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月21日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、同11日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(8) 介護保険法等改正案

介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、介護保険の保険者である市町村の取組を推進することなどを通じて、地域包括ケアシステムの強化を図るため、2月7日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(閣法第15号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同29日に趣旨説明を聴取し、同31日より質疑を行った。4月12日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月18日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案

は、討論の後、可決され、成立した。

(9) 皇室典範特例法案

皇室典範第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるため、5月19日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」(閣法第66号)が衆議院に提出された(天皇の退位等についての立法府の対応は、後述5(4)参照)。

衆議院では、同法律案が付託された議院運営委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会で、6月7日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 住宅宿泊事業法案

住宅を活用して宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業(いわゆる民泊)について、同事業等を営む者の業務の適正な運営を確保し、健全な民泊の普及を図るため、3月10日、「住宅宿泊事業法案」(閣法第61号)が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国

土交通委員会で、5月26日に趣旨説明を聴取し、同30日より質疑を行った。同31日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月1日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同6日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、希望が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 組織的犯罪処罰法等改正案

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、必要となる罰則の新設等所要の法整備を行うため、3月21日、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第64号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同19日より質疑を行った。5月12日に自民、公明及び維新が共同提出した修正案(テロ等準備罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査の適正の確保に関する配慮義務を追加すること等を内容とするも

の)の趣旨説明を聴取し、同19日に原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月23日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。

6月15日の本会議において、法務委員会において審査中の同法律案について、速やかに法務委員長の間接報告を求めることの動議が可決され、法務委員長より中間報告が行われた。その後、同法律案を本会議において直ちに審議することの動議が可決され、同法律案について質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決され、成立した。

(12) 国家戦略特区法等改正案

国家戦略特別区域諮問会議等において検討した結果に基づき、経済社会の構造改革を更に推進するため、3月10日、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」(閣法第54号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。5月16日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決

定した。

5月30日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月31日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。そうした中、国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、国家戦略特別区域に関する制度の見直しについて定めるため、同7日に「国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案」(参第105号)が参議院に提出され、参第105号は内閣委員会に付託された。内閣委員会では、同13日より閣法第54号及び参第105号を一括して議題とし、参第105号の趣旨説明を聴取した後、両案の質疑を行った。同16日に閣法第54号について質疑を終局した後、希望が提出した閣法第54号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、閣法第54号及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、閣法第54号を原案どおり可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、閣法第54号は、討論の後、可決され、成立した。

(13) 決議案

参議院では、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案が可決された。

4 調査会

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも5月31日に1年目における調査を取りまと

めた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、6月2日の本会議で各調査会長等が報告を行った。

5 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、18機関62名であり、全て両議院の同意を得た。

（2）情報監視審査会

2月9日に、情報監視審査会の「平成27年年次報告書」における指摘事項について政府から説明を聴いた後、質疑を行った。

6月7日の審査会において、審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する平成28年年次報告書を議決し、議長に提出した。その後、同9日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

（3）参議院改革協議会

参議院改革については、これまで歴代議長の下で議論する場が設けられ、実績が重ねられてきたところ、2月1日、伊達議長の主宰により、各会派代表者懇談会が開かれ、参議院改革を更に進めるため、改めて「参議院の組織及び運営の改革に関する協議会」（参議院改革協議会）を設置する旨の合意がなされた。これを受けて、同10日の議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参

議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議で議院運営委員長が、協議会の設置について報告した。

協議会は第193回国会中、6回開催された。2月10日に初回の協議会が開かれ、4月21日には協議会の検討項目を選定し、5月26日及び6月9日には「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」について協議を行った。

また、4月21日の協議会では、協議会の下に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置し、検討を進めていく旨の合意がなされた。これにより設置された専門委員会は、第193回国会中、2回開催され、5月12日に開かれた初回の専門委員会では参議院選挙制度改革の経緯について、6月2日には参議院定数訴訟に係る高裁判決の概要について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

（4）天皇の退位等についての立法府の対応

平成28年8月の天皇陛下のお言葉を踏まえての皇室の在り方をめぐる国民的な議論が行われていることを含めた各般の状況に鑑み、立法府としてどのような対応をとるべきか、両議院正副議長におい

て協議を行った結果、平成29年1月16日、本件については、両議院合同で取り組むことを合意した。

これを受けて、1月19日以降、両議院正副議長及び各政党・各会派が出席する「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」が7回、各政党・各会派の個別意見聴取が2回行われ、3月17日の全体会議において、「両議院正副議長による議論のとりまとめ」を全体会議としてのとりまとめとし、同日、両議院正副議長から安倍内閣総理大臣に対し、当該議論のとりまとめ及びこれに対する各政党・各会派からの意見が手交された。

その後、政府において法案の立案が進められ、5月10日の全体会議において、政府から天皇の退位等に関する皇室典範特例法案要綱が示された。そして、同19日に政府は「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」(閣法第66号)を閣議決定し、同日国会に提出した(衆参での審査の概要は、前述3(9)参照)。

(5) 憲法施行70周年記念行事

4月26日、日本国憲法施行70周年記念式が衆参共催で憲政記念館において行われ、衆議院議長、参議院議長が式辞、内閣総理大臣、最高裁長官が祝辞を述べた。記念式に先立って記念植樹が行われた。なお、衆議院では、5月3日及び4日に特別参観を実施した。

(6) 参議院70周年記念事業

参議院では、5月20日に参議院開設70周年を迎えることを記念して、各種記念事業を実施した。同月20日及び21日の両日に開催した国会議事堂の特別参観で

は、中央玄関から議事堂に入り、各会派控室や第一委員会室、議場内を巡る特別参観コースを設定し、2日間で1万4,724人の参観者が訪れた。このほか、記念植樹及び祝賀会(5月19日)、中学生及び高校生を対象とした記念論文募集が行われた。

今後、7月30日及び31日の2日間、全国から選ばれた150名の子ども国会議員(対象:小学5・6年生)が参議院一堂に会して「私たちがつくる未来」をテーマに意見を述べ合い、一つの宣言を共同で作り上げる「子ども国会」を開催する予定であり、あわせて7月30日に記念論文の表彰式が行われる予定である。